平成24年第2回(6月)定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日		
議案第88号	宝塚市地区計画の区域内における建築物の	可決			
	制限に関する条例の一部を改正する条例の	(全員一致)			
	制定について		6 8 7 8		
議案第89号	宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例	可決	6月7日		
	の制定について	(全員一致)			
議案第95号	財産(消防救急デジタル無線機器一式)の取	可決			
	得について	(全員一致)	6月26日		

審査の状況 (産業建設常任委員会)

- ① 平成24年 5月30日 (議案審査)
 - ・出席委員 ◎大島 淡紅子 ○たぶち 静子 伊福 義治 大川 裕之 大河内 茂太 坂下 賢治 冨川 晃太郎 中野 正 (◎は委員長、○は副委員長)
- ② 平成24年 6月 7日 (議案審査)
 - ・出席委員 ◎大島 淡紅子 ○たぶち 静子 伊福 義治 大川 裕之 大河内 茂太 坂下 賢治 冨川 晃太郎 中野 正 (◎は委員長、○は副委員長)
- ③ 平成24年 6月25日 (委員会報告書協議)
 - ・出席委員 ◎大島 淡紅子 ○たぶち 静子 伊福 義治 大川 裕之 大河内 茂太 坂下 賢治 冨川 晃太郎 中野 正 (◎は委員長、○は副委員長)
- ④ 平成24年 6月26日 (議案審査·委員会報告書協議)
 - ・出席委員 ◎大島 淡紅子 ○たぶち 静子 伊福 義治 大川 裕之 大河内 茂太 坂下 賢治 冨川 晃太郎 中野 正 (◎は委員長、○は副委員長)

議案番号及び議案名

議案第88号 宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を 改正する条例の制定について

議案の概要

御殿山2丁目地区、清荒神駅南地区及び北売布ガ丘地区における地区計画の都市計画 決定にあわせて、地区整備計画で定められたもののうち、特に重要な建築物の敷地又は 用途に関する事項等の制限を当該地区計画区域内における建築物の制限として追加する ため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 1 妥当性について

<質疑の概要>

- 問1 御殿山2丁目地区及び清荒神駅南地区について、なぜ用途地域の見直しを行ったのか。従来は違法状態だったのか。
- 答1 2地区とも違法ではなく、御殿山2丁目地区については、市有地だが、従来から 県事務所が設置されていたこと、今後、空地部分に公共公益用途での利用の促進 を誘導するために見直しを行った。清荒神駅南地区については、ベガ・ホールの 活用を主眼としたもので、平成18年度に市直営から指定管理者による運営が導入 された。有料での催しが増加してきた現状に加え、今後の企画・運営の自由度を 拡大するために見直しを行った。
- 間2 北売布ガ丘地区を市街化区域に編入し、地区計画を定めた目的は。
- 答2 良好な都市環境を確保し、市が掲げる土地利用を損なわないこと、資材置き場等の利用を防ぐこと、市域全体でスポーツグラウンドが不足していたこと、地域7自治会からの土地利用に対する要望等を総合的に判断し、用途地域を見直すこととした。
- 問3 北売布ガ丘地区の現地では、市街化区域編入前の平成23年9月14日から開発 計画の看板が掲げられている。見切り発車ではないか。
- 答3 平成23年2月22日に事業者より開発構想届を受理。同年9月5日の都市計画 審議会で市街化区域への編入について市案として県に提出することを説明し、概 ね了解をいただいた。看板は事業者側ができるだけ早期に住民に周知する意図で 掲げているもの。特に問題はないと考えている。
- 問4 地区計画だけで規制できないのか。
- 答4 地区計画では指導・助言・勧告にとどまるが、本条例を定めることで建築確認 の対象事項となり、建築許可はおりない。

- 問5 市街化調整区域から市街化区域に編入する約束でグラウンド等の寄附を受ける のはバーター取引ではないのか。
- 答 5 良好な土地利用及びスポーツ施設の整備は地域住民のニーズからあがってきた もの。バーター取引ではない。
- 問6 条例改正の前提となる地区計画は、地域住民の意思によるものか。
- 答6 地区計画は特定の地区に上乗せして一定の制限をかけるもので、地域の状況にあわせ、地域住民の発意・総意を十分確認して行政が手続きを進め、都市計画審議会を経て計画を決定するもので、地域住民の意思によるものといえる。

論 点 2 影響について

<質疑の概要>

- 問1 北売布ガ丘地区のグラウンド予定地までのアクセス道路は、急勾配で道幅が狭いのでは。
- 答1 中国縦貫道路付近の狭隘部分は、既存の公共用地の活用やNEXCO所有の土地を取得して整備する等、道幅を確保し対応していきたい。
- 間2 北売布ガ丘地区北側の里山を今後どのように整備していくのか。
- 答 2 開発事業者の方で一定の整備後、地元のご協力をいただきながら里山を管理していきたいと考えている。
- 問3 北売布ガ丘地区で、3戸以上の長屋を規制しているのはなぜか。
- 答3 住宅の基準を制限するもので、複数世帯での使用方法を制限するものではない。 3 戸以上の長屋としているのは、同一敷地内での2世帯同居への対応として2 戸連 棟までは建築可能だが、営利目的等の3 戸以上の長屋形式住宅を制限するもの。
- 問4 北売布ガ丘地区の敷地面積を通常の 150 ㎡から 155 ㎡に拡げたのは緑化率をあ げるためのものか。
- 答4 間口10m奥行15mの区画を標準に外壁または門柱等の建造物から道路境界線まで距離について、一般的には1.0mと規定する場合が多いが、当該地区では1.5m以上としている。景観条例施行に向けた準備期間であり、今回は空間の提供を目的としている。

自由討議 なし

討 論 なし

審 査 結 果 可決(全員一致)

平成24年第2回(6月)定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第89号 宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令の施行により、政令で定める危険物に炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が新たに追加され、当該物質が条例による規制の対象となることに伴い、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 1 改正の妥当性について

<質疑の概要>

- 問1 一般家庭で使用する漂白剤に含まれる炭酸ナトリウム過酸化水素付加物は問題ないのか。
- 答1 非危険物であり全く問題ない。クリーニング店で使用する業務用の漂白剤も事 前調査したが非危険物であり危険性はない。
- 問2 この添加物が、今回、新たに危険物に追加指定された理由は。
- 答2 国の検討会で国内外の状況や流通量、生産量及び輸入量が年間 100 トンを超えるという基準に達したこと等検討の結果、指定された。
- 問3 原料が倉庫に持ち込まれた場合の取り扱いは。
- 答3 政令で定める基準量を超える場合は許可対象となり、火災予防条例に定める数量の場合は届出が必要となる。保管状況の確認のための立ち入り検査も行う。

論 点 2 改正に伴う影響について

<質疑の概要>

- 問1 市民への周知方法は。危険性について混乱が生じないように適切な広報が必要ではないか。
- 答1 消防のホームページ上で予備的なお知らせをしている。条例施行時には誤解が 生じないよう対応する。広報誌での広報も検討する。
- 問2 単独では規制数量以下の危険物を扱う事業所が隣接し、合算すると規制値を超 える場合の取り扱いは。
- 答2 取扱所や貯蔵所単位で判断することになる。

自	由	討	議	なし
自	由	討	議	なし

討 論 なし

審査結果 可決(全員一致)

議案番号及び議案名

議案第95号 財産(消防救急デジタル無線機器一式)の取得について

議案の概要

火災や救助事案が同時に多発する大規模災害発生時にも通信手段を確保し、十分な連絡体制及び指揮命令体制を確立するため、新たに国庫補助事業として消防救急デジタル 無線を整備し、消防通信網の強化充実を図るもの。

取得金額は3億9,795万円で、日本電気株式会社神戸支社から取得しようとするもの。

論点 1 財産取得の妥当性について

<質疑の概要>

- 問1 無線をデジタル化することで、どこが効率化するのか。
- 答1 音声が明瞭となること、傍受が不可能となり個人情報が保護できること、相手 方を指定して通信できるなどの長所がある。
- 問2 財源となる起債の償還期間は何年か。償還中に機器の更新時期を迎えないか。
- 答2 起債の償還期間は10年。デジタル無線の使用年数はまだ定めていない。現在の アナログ無線機の耐用年数は、基地、車載用を15年、携帯用を10年としている。
- 問3 通信司令室は2市1町で運用しているが、今回、個々の市町で整備することとなった理由は。
- 答3 事前の電波伝播調査で、2市1町共同整備による基地局削減効果は認められなかった。国の補助金の取り扱い上も個別整備の方が有利となった。
- 問4 平成27年整備の予定が平成25年に早まった理由は。
- 答4 平成28年5月でアナログ機器は使用できなくなるため、当初は平成27年整備の予定としていたが、国で防災対策を強化するため平成23年度限りの優遇措置として補助率1/3、残り2/3が起債対象となり、その8割が交付税対象となる対応が講じられたため、予算の繰越措置をとり、整備時期を早めた。仕様の中でアナログ機器にも対応することとしており、アナログ機器を備えた他市の消防車両との連携も可能となっている。
- 問5 2市1町で整備する機器が異なる理由は。
- 答 5 移動局では消防団の車両に取り付けている無線機の機能が異なり、基地局でも 無線を使用する機器の台数の差から、周波数の割当数に差が生じ、整備する機器 が異なる。

- 問6 整備に9カ月が必要となるが、今整備する方が得なのか。
- 答6 指令システムを2市1町で共同運営しており、電波伝播調査も共同で行ったが、 共同整備でも基地局が削減できない調査結果となった。国の財政支援が講じられ るなかで、本市が単独整備の方針を出し、川西市、猪名川町も取り組むことにな った。

論 点 2 入札の妥当性について

<質疑の概要>

- 問1 入札参加者は3者しかなかったのか。
- 答1 今回の入札方法は制限付き一般競争入札であり、入札参加資格者71者のうち、電子登録をしていた19者が対象。そのうち3者が応札した。
- 問2 入札参加者のうち1者が辞退した理由は。
- 答2 応札時に辞退とあり、理由はわからない。
- 問3 2市1町で共同運用している消防指令システムの本体機器と別メーカーのデジタル無線機器が導入されても支障はないのか。
- 答3 消防救急デジタル無線化の導入にあたり、総務省消防庁が各種実証実験を行っており、別メーカーでも特に支障はないとの結果がでている。
- 問4 消防指令システムの本体整備時の2市1町の負担割と今回の機器一式の整備費用との比率が異なる理由は。
- 答4 今回の機器の整備は、各市それぞれの市単独の整備であるため、負担割の考え 方は発生しない。
- 問5 整備機器の金額の割合はどうか、2市1町で共同整備によるスケールメリットがいかされていないのではないか。
- 答 5 基地局の整備費用の割合が大きい。各市町とも 2 局で従来と変わらず、共同整備するスケールメリットは生じなかった。
- 問6 導入後の機器の維持管理はどうしていくのか。
- 答 6 保守管理については各市町ごとに管理し、消防指令センターに設置する機器類については今後検討していく。

自由討	議	なし
討	論	なし
審査結	果	可決(全員一致)